みいけ

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033〜4
発行人 森 皐
半年間 1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825-普通 2612963
組合員の購読料は組合費に含む

うごき

2月16日 執行部入坑点検
17日 執行部入坑点検
22日 九州保安協議会
26日 石炭特定休日B
28日 保安委員会

諸要求の実現を

労協、労働条件、福利・厚生の闘いへ

労働協約、労働条件、福利・厚生など、三池炭鉱で働くすべての労働者の切実な要求にもとずく交渉が二月二十三日から始まります。従来から低い水準におかれてきた諸条件が、相次ぐ合理化でますます低下しており、生活と労働環境向上の要求が強く求められています。

第八次石炭政策時から九次策にいたる間、諸条件の切り下げや廃止、逆提案などが相次ぎました。

昨年は、中央交渉事項で、①薬価免除の廃止②休業補償三%の福祉共済資金繰入れ廃止③永年勤続表彰の廃止④労働時間短縮の改悪廃止、などが提案され、最終的には労働時間短縮を除いては撤回されましたが、会社側は「次年度には改めて見直す」としていました。

今年の諸要求は基本的に昨年の要求項目を踏襲し、要求の獲得を目ざします。

要求内要(要約)

一、労働協約、労働条件関係
① 文化資金は人当たり七、〇〇〇円に増額する。
② 薬価免除限度額は一世帯一、五〇〇円とし、本人負担分は会社負担とすること。
③ 住宅資金貸付は、定年前三年からとし、条件を緩和して限度額を五〇%とすること。
④ 公傷患者を定年まで解雇せず、私傷患者は三年間解雇しないこと。
⑤ 在学者の家族手当支給。

二、福利・厚生関係
① 一般営繕予算、福利営繕予算を五〇%増額すること。
② 特別営繕予算、住宅近代化資金を五〇%増額すること。
三、下請け労働者の条件は直轄社員同様とすること。

山元要求内容(要約)

一、労協、福利・厚生関係
① 自己手段通勤者に通勤手当(バイク/月五千円、自動車/月一万円)を支給すること。
※ 以下、作業必需品(作業衣、保安靴、脚絆、手袋、靴下)の支給。住宅手当(月三万円)の支給。社有地を市価の三分の二での分譲。会社都合社宅転居料二十万円の支給、など。

二、福利・厚生関係
① 社宅居住者に福利・厚生費二万円を支給すること。
② 社宅内道路の整備の実施。
③ 社宅周辺の道路、雑草、空戸対答と環境整備の実施。
三、下請け労働者の取り扱い
四、その他

1938年に開砿。65年のピーク時には約4,800人が働いていた赤平炭砿の立坑上部。ついに2月25日をもって閉山。

赤平炭砿、25日に閉山

残念、苦脳の条件闘争妥結

住友石炭赤平炭礦の閉山問題をめぐって一月二十日、会社側は「二月二十五日をもって閉山」を提案。組合側は一月二十六日に闘争委員会、三十日に全山大会を開いて「閉山を認めざるを得ない」「集中的なたたかいで雇用、退職条件、福利厚生、地域振興対策などを中心に要求し実現をはかる」との態度を決めました。

一方、赤平労組の指導申請を受けた炭労は、一月二十七日に緊急臨時大会を開いて赤平労組の態度を承認し、条件闘争について全面的に支援することを決定、赤平炭礦閉山闘争対策委員会を設置し活動に入りました。

赤平労組は二月二日に対置要求を提出。その骨子は、①地元雇用枠および全体雇用枠の拡大②雇用先の労働諸条件の上積み③関連会社の拡充と新規事業の設立④退職諸条件、福利厚生⑤地域振興対策。などですが、交渉は進展せず十四日に開かれた対策委員会では「多くの問題点を残こし現状では厳しい」と認識、実力行使を背景に交渉に当たることが決められました。

十四日以降、問題点をしぼり込んで交渉が行われた結果、十六日夜妥結し、二十五日の閉山が正式に決まりました。

最終回答で前進したのは、雇用関係で地元雇用を七十二人増やして百四十三人、全体で六百八十一人となり、また十件の新規事業を追加。退職特別加給金は勤続十五年未満で二十日分増、三十五年以上では七十日分増で三百五十日分に。難航した退職金支払いでは三月末と五月末の分割支払いで決着しました。

終刊号に投稿を

『みいけ』では、次号の終刊号に向けて、多くの皆さんからの投稿をいただきたいと願っています。

① 題材は自由。読者ならだれでも投稿できます。
② 字数は千字まで(あれば写真、顔写真なども)。
③ 原稿は三月十日必着のこと。
※ 原稿の取捨はお任せください。

機関紙『みいけ』

次号で終刊となります

最後の石炭政策といわれる第九次石炭政策が実施されてからやがて二年。三井芦別炭鉱の閉山に続いて、住友赤平炭鉱が閉山をめぐる渦中にあります。

国内炭がどうなるのか、その中で三池炭鉱の維持・存続は可能なのか。まさに瀬戸際にある情勢の中で、三池労組は組合員の少数化と高齢化による現状を直視し、財政問題とともに組織の整備を検討してきました。

その一つとして、三月末をもって「CO患者・遺族を守る会」の解組(別項参照)を決めました。これによって、必然的に機関紙『みいけ』の発行をどうするかが課題となりました。

現在の『みいけ』は、「守る会」と一体のものであり、「守る会」の解組は『みいけ』の終刊につながるのは当然です。また財政面からも「組織に見合う活動」という点でも、限界に達していることを認識しなければなりません。

従って、現在の機関紙『みいけ』は三月をもって終刊することになりました。四十六年間の『みいけ』をひとまず終えるのはきわめて残念でありますが、決断の時を迎えました。

組織内の後継機関紙については、『みいけ』の歴史と伝統を受け継ぎ、教宣活動の基本である、たたかいの組織、情報の伝達、意見(声)の反映や技術的な問題などを考慮しながら、具体的に検討されつつありますが、旺盛な機関紙活動を進めるために自家製版・印刷、自力発行を基本にして、新しい装いで再出発することになります。

四方体制を強行

人員計画の見直しを

交渉の中で、二交代制を一年半前に強行実施し、今また四方体制に再編するのは場当たり的ではないかと指摘、当該労働者の生活面と労働面に与える影響や保安上の問題点などを追及して、提案内容を再検討するよう迫りました。

会社は、①単年度の生産は現状を維持し、生産性の向上、人員の効率的配置で実施し、当分の間は成り行き人員でやっていく②尊重するが、バランスなどを考慮して決め九日に本人に通達する③保安は確立できると考えている。などと答えました。

組合としては、保安上憂慮される状況であり、この提案については容認できないと表明して物別れとなり、会社は十四日から強行実施しました。

会社は一月七日、三池鉱の施設課に属する機械と電気(切繰工事担当)を四方体制(常一、甲、乙、丙)に再編するとともに、担当区域の廃止、作業量に見合う配役、三交代と常一番の定期的な入れ換えなどを提案していました。

この提案に対して、①三池炭鉱の中・長期的な生産、操業に見合う人員計画を明確にし、新規採用を行うこと②当該労働者の意向を尊重すること③保安対策の具体的計画を明らかにすることなどを要求、二月四日に交渉を行いました。

「CO患者・遺族を守る会」の活動を閉じるに当たって

三池大災害は、三池闘争が終結したあと、自民党政府による石炭つぶしの政策が強行されるなかで、三井鉱山が保安無視、生産第一主義による徹底した合理化を進めた結果引き起こされた、まさに犯罪的労働災害でした。

この大災害によって、一家の柱を奪われた遺族と、一酸化炭素中毒症を烙印されたCO患者とその家族の苦難は計り知れないものであり、それは現在も続いています。

災害を起こした会社は、責任さえ認めようとせず、補償についてもやむなく締結した協定を三年毎に改定してきましたが極めて不十分なものであり、CO特別立法も救済には程遠いものでした。

こうした事態のなかで、一九七三年(昭和四十八年)に損害賠償請求の訴訟を起こし「責任追及」「生活補償」「完全治療」などの要求とともに、再び災害を起こさないこと、労災法を抜本的に改正することなどを目指してたたかってきました。

このたたかいを支える運動として、一九六八年秋から「CO患者・遺族を守る会」を結成し、多くの方々のご賛同を得て生命を守るたたかいと全国の労災・職業病、公害などのたたかいとの連帯・発展のために積極的な役割を果たしてきました。

裁判闘争は、大災害から二十四年、提訴から十四年を経て一九八七年七月、「不満ではあるがたたかいの成果」として和解で決着致しました。このたたかいは、和解の条件だけにとどまらず、CO闘争と裁判闘争によって労災諸法が改正され、石炭資本と炭労との弔慰金協定が大幅に改善されたことなどにみられるような成果もありました。

このたたかいがきわめて長期間になったため、幾多の困難に直面致しましたが、その都度前向きに克服しながら、全国の仲間からの暖かいご支援とご協力によってたたかい続けてこられたことを、心に深く刻み込んでおきたいと存じます。

さて、私たちがたたかってきたすべての裁判が決着致しました。すでに「三池大災害原告団」は「三池大災害被災者の会」と名称を変えて新たな活動に取り組んでいます。その結果、「CO患者・遺族を守る会」の会員も減少致しました。また組織母体である三池炭鉱の度重なる縮小合理化と、依然として不透明な今後の展望の中にあって組合員も百人を割るとともに高齢化し、組織の整理・再編を余儀なくされています。

そのような情勢を踏まえて、二十五年間におよぶ「守る会」の活動を三月末をもって閉じることになりましたのでご了承をいただきたいと存じます。長い間、皆さまから寄せられましたご支援とご協力に対して深く感謝し、厚くお礼を申し上げます。

一九九四年二月

CO患者・遺族を守る会
三池炭鉱労働組合